



DAIKIN ロゴ使用マニュアル

ダイキングループとのお取引先様向け

2023年6月

ダイキン工業株式会社 総務部 広告宣伝グループ

はじめに

● 本マニュアルの目的

本マニュアルは、ダイキングループとのお取引先の皆様がDAIKINロゴを使用する場合の条件、表現方法等について規定しています。DAIKINロゴは、ダイキンのブランドイメージを担う重要な要素であり、これを正しく使用することがダイキンブランド商品の販売推進につながることをご理解の上、本マニュアルに定められた規定を順守いただくようお願いいたします。

● DAIKINロゴ使用の原則

ダイキングループが、ダイキン工業またはダイキングループのイメージを視覚的に表現するマークとして使用するものです。ただし、ダイキングループとのお取引先は、所定の条件を満たせば、例外的に、ダイキンブランド商品の販促活動としてDAIKINロゴを使用することができます。

● DAIKINロゴの使用の特例

ダイキングループとのお取引先は、ダイキンブランド商品の販促活動として下記の2つの用途に限り、商標使用許諾契約等なくDAIKINロゴを使用することができます。本マニュアルおよび日頃、取引のあるダイキングループ各社からの指示に従って、ダイキングループから提供されるデータを変形等の加工を行うことなく使用してください。

■ 用途-1

貴社がダイキンブランド商品を取り扱っていることを表す目的の看板や広告、PR資料、ウェブサイトにおいて、DAIKINロゴと他社のブランドマーク(1社以上)と並記する場合。

ダイキンブランド商品のみをお取り扱いの場合は、この用途では、DAIKINロゴをお使いいただけません。

■ 用途-2

貴社が取り扱う商品の販売を目的として制作する広告やPR資料、ウェブサイト等において、ダイキンブランド商品とDAIKINロゴを関連づけて使用する場合。

● DAIKINロゴの使用における禁止事項

上記用途で使用する場合においても、以下の禁止事項に該当する使い方はできません。

■ 禁止事項-1

ダイキングループがダイキンブランド商品以外の製品、サービスなどを後援、推奨、認定しているように誤解される方法で使用すること。

■ 禁止事項-2

貴社がダイキングループと資本関係にある、あるいは事実上反してダイキングループから認定、推奨、後援、保証などを受けていると誤解される方法で使用すること。

■ 禁止事項-3

貴社独自のマーケティング資料(広告、PR資料、ウェブサイトなど)で、DAIKINロゴを主要な、または最も目立つ要素として使用するなどダイキングループが作成、発行、発信する情報であると誤解される方法で使用すること。

■ 禁止事項-4

DAIKINロゴを使った販促グッズの製造および配布、販売を行うこと。

■ 禁止事項-5

その他、ダイキングループが不適切と判断する使用。

上記禁止事項-1~5に違反する行為を発見した場合、ダイキングループより是正指示を行いますので、指示に従い遅滞なく是正して下さい。是正指示に定める期間内に違反状態が解消されない場合、DAIKINロゴの使用の停止または中止を求めることがあります。是正、使用停止又は中止に伴う如何なる損害についても、ダイキングループは一切の責任を負いません。なお、ダイキングループとの取引が終了した場合は、直ちに使用を停止してください。

● お問い合わせ先

■ ダイキン工業株式会社 総務部 広告宣伝グループ

E-mail : vis@daikin.co.jp

DAIKINロゴの使用範囲

ダイキングループの
DAIKINロゴ使用範囲

	社章		シンボルマーク	
	ダイキングループシンボル		商品ブランドシンボル	
	社旗/社員章	名刺、封筒、レターヘッド、 事務帳票等	ダイキンブランド商品の 広告、PR等	
ダイキングループ (ダイキン工業およびダイキングループ企業)				

ダイキングループとのお取引先の
DAIKINロゴ使用範囲

	社章		シンボルマーク	
	ダイキングループシンボル		商品ブランドシンボル	
	社旗/社員章	名刺、封筒、レターヘッド、 事務帳票等	ダイキンブランド商品の 広告、PR等	
ダイキングループとのお取引先	使用不可 (貴社の コーポレートマーク を使用)	使用不可 (貴社の コーポレートマーク を使用)		

目次

A DAIKINロゴの使用例

用途-1 取り扱いブランド表示としての使用例	A-01～A-02
用途-2 ダイキンブランド商品の販売目的としての使用例	A-03

B DAIKINロゴの表示規定

DAIKINロゴと最小使用サイズ	B-01
最小余白規定	B-02
色表示	B-03～B-04
● フルカラー表示	
● 単色表示	
誤った表示例	B-05～B-06



DAIKINロゴの使用例

ダイキングループとお取引先は、ダイキンブランド商品の販促活動として、本マニュアルに定められた用途に限り、DAIKINロゴを使用することができます。

ここでは、それらの具体的な使用例を示しています。

使用に際しては、本マニュアルおよび日頃、取引のあるダイキングループ各社からの指示に従って、ダイキングループから提供されるデータを変形等の加工を行うことなく使用してください。

ダイキングループのお取引先がダイキンブランド商品を取り扱っていることを表す目的の看板や広告、PR資料、ウェブサイトにおいて、DAIKINロゴと他社のブランドマーク(1社以上)と並記する場合。

店舗看板での使用例



● 店舗看板での取り扱いブランド表示としての使用

ダイキングループのお取引先のお取り扱いブランドの一つとしてDAIKINロゴを看板に使用している例です。

DAIKINロゴを使用する際は、本マニュアルおよび日頃、取引のあるダイキングループ各社の指示に従ってください。

❗ DAIKINロゴを表示する際は、同一面上（同一視界上）にダイキングループとお取引先のブランドマークや社名を主要かつ目立つように表示し、位置や大きさなどのバランスに配慮してください。

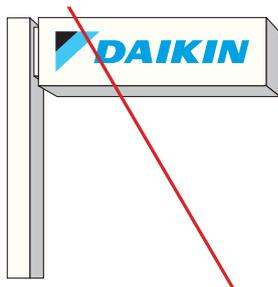
❗ ダイキングループとお取引先が取り扱う他社のブランドマーク(1つ以上)と並記してください。

❗ 他社のブランドマークとDAIKINロゴは視覚的に同等に見えるようにしてください。

❗ ダイキンブランド商品のみを取り扱っている場合は、この用途でのDAIKINロゴは使用できません。

使用禁止例

単独での使用



DAIKINロゴだけを大きく表示



お取引先の社名ロゴとDAIKINロゴの大きさに差がない



ダイキングループのお取引先がダイキンブランド商品を取り扱っていることを表す目的の看板や広告、PR資料、ウェブサイトにおいて、DAIKINロゴと他社のブランドマーク(1社以上)と並記する場合。

ウェブサイトでの使用例



● ウェブサイトでの取り扱いブランド表示としての使用

ダイキングループのお取引先の取り扱いブランドの一つとしてDAIKINロゴをウェブサイトに使用している例です。

DAIKINロゴを使用する際は、本マニュアルおよび日頃、取引のあるダイキングループ各社の指示に従ってください。

- ❗ DAIKINロゴを表示する際は、同一面上(同一視界上)にダイキングループとお取引先のブランドマークや社名を主要かつ目立つように表示し、位置や大きさなどのバランスに配慮してください。
- ❗ ダイキングループとお取引先が取り扱う他社のブランドマーク(1つ以上)と並記してください。
- ❗ 他社のブランドマークとDAIKINロゴは視覚的に同等に見えるようにしてください。
- ❗ ダイキンブランド商品のみを取り扱っている場合は、この用途でのDAIKINロゴは使用できません。

複数の取り扱いブランドのうちの一つがダイキンブランド商品であることを告知するためにDAIKINロゴを使用しています。

使用禁止例

ダイキンブランド商品のみを取り扱っている場合において、商品ブランドを告知するための表示であってもDAIKINロゴを単独で表示すると、ダイキングループと資本関係にある、あるいは事実上反してダイキングループから認定、推奨、後援、保証などを受けていると誤解される可能性があります。

このようなDAIKINロゴの使用は禁止されています。



ダイキングループのお取引先が取り扱う商品の販売を目的として制作する広告やPR資料、ウェブサイト等において、ダイキンブランド製品とDAIKINロゴを関連づけて使用する場合。

新聞広告・チラシでの使用例

他社の商品と同時掲載での使用例



掲載している商品のうち、どれがダイキンブランド商品であるかを告知するためにDAIKINロゴを使用しています。

ダイキンブランド商品の単独掲載での使用例



掲載している商品がダイキンブランド商品であることを告知するためにDAIKINロゴを使用しています。

● 新聞広告・チラシでのダイキンブランド商品の販売目的としての使用

ダイキングループのお取引先が制作するダイキンブランド商品の販売目的の広告で商品ブランドを訴求するためにDAIKINロゴを使用している例です。

DAIKINロゴを使用する際は、本マニュアルおよび日頃、取引のあるダイキングループ各社の指示に従ってください。

❗ DAIKINロゴを表示する際は、同一面上(同一視界上)にダイキングループとのお取引先のブランドマークや社名を主要かつ目立つように表示し、位置や大きさなどのバランスに配慮してください。

❗ ダイキングループがダイキンブランド商品以外の商品やサービス、ダイキングループとのお取引先の営業行為を推奨、後援、認定しているように誤解されないように表示してください。

使用禁止例

ダイキングループとのお取引先のブランドマークや社名よりもDAIKINロゴのほうが、目立つように配置されており、ダイキングループが作成、発行、発信する情報であると誤解される可能性があります。

このようなDAIKINロゴの使用は禁止されています。



B

DAIKINロゴの表示規定

ダイキングループとのお取引先がDAIKINロゴを使用する場合の表示規定を示しています。

ここに示す規定を順守して、正しくDAIKINロゴを使用してください。

DAIKINロゴ



● DAIKINロゴ

DAIKINロゴは、ダイキングループから提供されるデータを変形等の加工することなく使用してください。

DAIKINロゴのダウンロードページ
http://www.daikin.co.jp/vi_logo/index.html

最小使用サイズ

●印刷物の場合



●画面表示の場合



● 最小使用サイズ

視認性を保つために最小使用サイズが設定されています。

印刷物

印刷条件によっては、左図に示す最小使用サイズであってもDAIKINロゴがつぶれたり見にくくなる場合があります。

その際には、最小使用サイズにこだわらず、DAIKINロゴが明瞭に見えるサイズで表示してください。

画面表示

一般的なディスプレイ（解像度 72dpi）を想定しているため高解像度ディスプレイやスマートフォンなどの他の環境では、DAIKINロゴが小さくなりすぎたり、ぼやける場合があります。

その際には、最小使用サイズにこだわらず、DAIKINロゴが明瞭に見えるサイズで表示してください。

※ 1pixel=約0.353mm/ピクセルは解像度によって変化します。
解像度が72ppi (pixels per inch) の場合は、1インチ（約2.54cm）の間に72ピクセルです。

最小余白規定



● 最小余白規定

最小余白規定とは、DAIKINロゴが他の要素から影響を受けず、色や形が際立って見えるようロゴの周囲に設ける最小余白スペースについてのルールです。

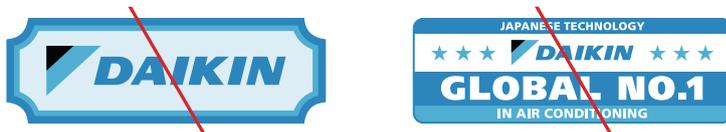
DAIKINロゴの周囲に最小余白スペースより広い余白を設けてください。最小余白スペースの外側であってもダイキン認定シンボルの視認性や独立性を損なう要素を配置しないでください。

最小余白規定に関連する誤った表示例

最小余白規定で定める最小余白スペース内に他の要素を配してはならない。



最小余白規定で定める最小余白スペースより広い余白が確保できていてもDAIKINロゴと一体化して見える要素を付加してはならない。



ダイキンブランドのイメージをよりの的確に伝える最も望ましい色表示です。

フルカラー表示の配色



● フルカラー表示

DAIKINロゴに込めた想いを最大限に表現するコーポレートカラー3色による色表示です。

DAIKINロゴはこのフルカラーで表示することを基本とします。

背景濃度による参考例

0%



DAIKINロゴの背景は、色や形が最も際立つ「白」とします。

周囲が「白」以外の色の場合は、最小余白スペースか、それ以上の白い背景を残してください。(B-02頁を参照)

20%



50%

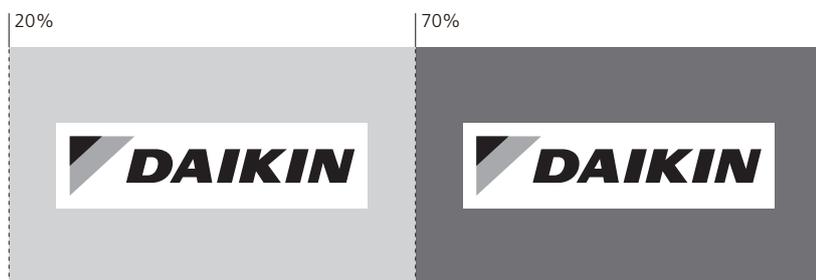


単色の印刷物などフルカラー表示ができない場合の代替表示です。

単色表示(網がけ)の配色



背景濃度による参考例



● 単色表示(網がけ)

印刷の制約等により、フルカラー表示ができず単色で表示する場合で、かつ濃淡が美しく表現できる場合に使用します。

この代替表示の使用については、日頃、取引のあるダイキングループ各社に相談の上データを入手してください。

DAIKINロゴの背景は、色や形が最も際立つ「白」とします。

周囲が「白」以外の色の場合は、最小余白スペースか、それ以上の白い背景を残してください。(B-02頁を参照)

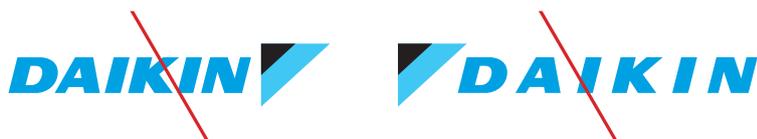
構成要素を単体で使用してはならない。



定められた比率を変えてはならない。



三角マークとロゴタイプの位置関係や文字間隔を変えてはならない。



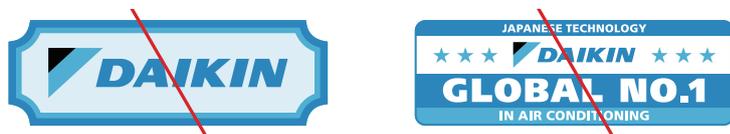
変形してはならない。



最小余白規定で定める最小余白スペース内に他の要素を配してはならない。(B-02頁参照)



最小余白規定で定める最小余白スペースより広い余白が確保できていてもDAIKINロゴと一体化して見える要素を付加してはならない。(B-02頁参照)



● DAIKINロゴの誤った表示例

DAIKINロゴは、ダイキングループから提供されるデータを使って常に正しく表示してください。誤った表示をするとダイキンブランドのイメージを損なう恐れがあります。

左図や次頁に示すような使用は認められません。ここに示した誤った表示例はごく一部です。趣旨を十分にご理解のうえ、DAIKINロゴを正しく表示してください。

傾けたり、上下逆さにしてはならない。(水平方向の維持)



影や3D、グラデーションなどの加工をしてはならない。



コーポレートカラー以外の色で表現したり、配色を変えてはならない。



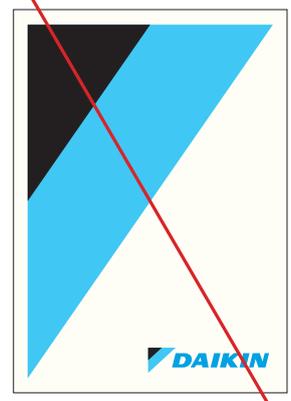
単色表示 (網がけ/スリット) の濃度を変えたり、白抜きで表現してはならない。



「白」以外の色や写真を背景に使用してはならない。



三角マークを模倣するグラフィック要素を作成してはならない。



縁どりをして表現してはならない。

